

様



茨木市長
福岡 洋一



児童手当・特例給付 認定通知書

年 月 日付で請求のありました児童手当については、次のとおり認定しましたので通知します。

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、大阪府知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

また、支払については、次のとおり、あなたの預貯金等の口座に振り込みの手続きを行いますので通知します。

なお、支払予定日等は、下記のとおりですが、支払等に変更があった場合は改めて通知します。

記

- 1. 認定区分 児童手当
- 2. 支給開始年月 _____ 年 月から
- 3. 支給対象となる児童の数 _____ 人
- 4. 手当月額 _____ 円
- 5. 支払予定日 6月・10月・2月の15日にそれぞれ前月までの手当を支給します。

支払日が土・日・祝日の場合は、その直前の金融機関営業日とします。上記支払日を経過してもまだ支払されていない手当があった場合は、次回支払日にまとめて支払となります。

お願い： 次のような場合は、必ず子ども政策課まで届出をしてください。

- 1. 受給者または児童が市区町村を転出するとき
- 2. 養育する児童の数が変わったとき
- 3. 受給者が公務員（独立行政法人を除く）になったとき
- 4. 退職や転職等により受給者が加入している年金に変更があったとき
- 5. 振込先の金融機関・支店・口座番号を変更したとき
- 6. 生計の中心者が変わったとき
- 7. 受給者の名称が変わったとき

問合先 茨木市役所子ども政策課
電話 072-622-8121 (代表)
072-620-1625 (直通)

様



茨木市長
福岡 洋一

児童手当・特例給付 額改定通知書

児童手当の額の改定については、請求、届出により、次のとおり 改定 しましたので通知します。

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、大阪府知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

額改定に関する事項

- | | | |
|----------------|--------------------------|--------------|
| 1. 改定後の支給対象児童数 | <input type="text"/> | 人 |
| 2. 区分 | <input type="text"/> | 児童手当
特例給付 |
| 3. 改定後の手当月額 | <input type="text"/> | 円 |
| 4. 改定年月 | 年 月から | |
| 5. 改定（増・減額）の理由 | （ <input type="text"/> ） | |

○児童手当・特例給付の支払期間と支払予定日
6月・10月・2月の15日にそれぞれ前月までの手当を支給します。当日が土・日・祝日の場合は、その直前の金融機関の営業日とします。上記支払日を経過してもまだ支払されていない手当てがあった場合は、次回支払日にまとめた支払となります。

○支給の対象
中学校修了まで（15歳到達後最初の年度末まで）の児童を養育している方

問合せ先 茨木市役所こども政策課
電話 072-622-8121 (代表)
072-620-1625 (直通)